

## 社会福祉法人閑谷福祉会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人閑谷福祉会（以下「法人」という）定款第 8条および第 21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

1回につき 5,000 円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

1回につき 5,000 円

### (改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附 則 (29.6.21 定時評議委員会)

#### (施行期日)

1.この規則は、評議員会の議決を得た日から施行する。

#### (関係規程の廃止)

2.「閑谷福祉会役員及び評議員報酬に関する規程」及び「社会福祉法人閑谷福祉会役員及び評議員の費用弁償規程」は廃止する。